

## 国際通貨基金

International Monetary Fund : IMF

(特に断りのない限り 2017 年 4 月末時点。出典 : IMF 年報/ホームページ)

## 連絡先 &lt;本部&gt;

住所 : &lt;本部 1&gt; 700 19th Street, NW, Washington, DC 20431 USA

&lt;本部 2&gt; 1900 Pennsylvania Ave, NW, Washington, DC 20431 USA

Tel : +1-202-623-7000 Fax : +1-202-623-4661 E-mail : publicaffairs@imf.org

URL : <http://www.imf.org/external/japanese/index.htm>

&lt;アジア太平洋地域事務所 (OAP) &gt;

住所 : 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 21 階

Tel : 03-3597-6700 Fax : 03-3597-6705 URL : <http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

設立時期・根拠 1945 年 12 月 ブレトンウッズ協定の一環である国際通貨基金協定  
1947 年 3 月 業務開始

加盟国数 189 カ国 (最新は 2016 年 4 月ナウル共和国加盟) 日本加盟 1952 年 8 月

目的・機能 ①国際的な通貨協力の推進、②国際貿易の拡大とバランスのとれた成長の促進、③為替の安定、④多国間決済システムの確立・支援、⑤国際収支困難に陥った加盟国への財源の提供を目的とし、これらを達成するため、経済サーベイランス (政策監視)、金融支援、能力開発という 3 つの機能を有する

- ・経済サーベイランス (政策監視) : IMFが加盟国との政策対話を維持しつつ、各国や世界のマクロ経済状況について評価を行うプロセス。加盟国の為替レート政策について、4条コンサルテーションとして知られる経済政策の全体的枠組みにかかる評価を定期的に行う。また多角的なサーベイランス活動も実施し、結果概要を「世界経済見通し」や「国際金融安定性報告書」(いずれも年2回発行)等に掲載
- ・金融支援 : 国際収支困難にある加盟国が、金融およびマクロ経済を安定させ、さらに持続可能な経済成長に必要な状況を回復できるよう融資する。IMFの支援には、低所得国に対する譲許的支援や債務削減も含まれる。世界危機に迅速に対応し各国を支援するため、IMFは融資能力の強化に努め、2009年4月に金融支援の実施メカニズムの大幅な見直しを行った。低所得国に対して融資利用限度を倍増し融資条件の緩和も実施。第14次クォーター一般見直し(2016年1月発効)後は、非譲許的融資制度の利用限度額が拡大した
- ・能力開発 : 加盟国における人的・組織的能力の強化、効果的なマクロ経済および構造的政策の策定・実施に関し、IMFが加盟国の要請に基づき、提供する技術支援および専門知識研修

## 組織

## 1. 総務会 (Board of Governors)

- ・ IMF の最高意思決定機関
- ・ 一切の権限を付与されているが、新規加盟の承認および加盟条件の決定、加盟国への脱退要求、協定改正、出資割当額 (クォータ) の決定、特別引出権 (Special Drawing Rights : SDR) の新規配分等の重要事項を除き、その権限の大半を理事会に委任
- ・ 構成 : 各加盟国を代表する総務 1 名・総務代理 1 名 (通常、財務大臣または中央銀行総裁が総務となり、代理は総務不在の場合にのみ投票権を有する)
- ・ 開催 : 通常年に 1 回、IMF・世界銀行 (世銀) の合同年次総会の際に開かれる

## 2. 大臣級委員会 (Ministerial Committees)

- ・ 国際通貨金融委員会 (International Monetary and Financial Committee : **IMFC**) および世銀・IMF 合同開発委員会 (Development Committee : **DC**) の 2 つの大臣級委員会が、IMF 総務会および IMF・世銀の総務会に各々助言を行う
- ・ **IMFC** は、通常年に 2 回、IMF・世銀の春季合同会合と秋季の合同年次総会の際に開催され、189 名の総務のうち (理事会の理事を選出する選挙区の構造を反映した) 24 名が全加盟国を代表し出席する。世界経済に影響する共通の懸念事項につき協議するほか、IMF の活動の方向性につき助言を行う。各会合後に委員会の見解をまとめた共同声明を発表する
- ・ **DC** は、新興市場および開発途上国の経済開発にかかる重要事項につき協議・助言を行う。開催頻度、構成あるいは共同声明発表については **IMFC** と同様

## 3. 理事会 (Executive Board)

- ・ 通常業務の執行機関
- ・ 構成 : 単一国あるいは複数国を代表する理事 24 名 (全理事選任制)

## 4. 専務理事 (Managing Director)

- ・ IMF スタッフの統括、および理事会の議長を兼任  
(筆頭副専務理事および 4 人の副専務理事が補佐)
- ・ 任期 : 5 年
- ・ 現職 : Christine Lagarde (第 11 代。2011 年 7 月 5 日就任)  
(仏財務相、同対外貿易担当相、法律事務所パートナーなどを歴任)

## 5. 職員

- ・ 150 カ国から約 2,700 名

## 財源

SDR1=1.37102 (米) ドル (2017年4月末日)

## 1. 勘定システム

SDR1=1.41733 (米) ドル (2015年4月末日)

- ・会計年度：前年5月～当年4月
- ・通常条件による貸付のための一般資金勘定と、低所得国向け譲許的（非商業的優遇）条件による貸付や債務救済のための信託基金があり、各独立して管理されている

## ○資金規模 (2017年4月30日現在)

(単位：百万 SDR)

<b>一般資金勘定 (General Resources Account : GRA)</b>	<b>806,281</b>
加盟国通貨 (クォータ)	475,140 (475,383)
保有 SDR (特別引出権)	28,256
保有金	3,167
その他純資産 (固定資産を除く)	18,612
NAB、GAB、二国間等借入可能枠	281,106
<b>信託基金</b>	<b>14,716</b>
貧困削減・成長トラスト (PRGT) ①	14,133
貸付金勘定	6,251
準備金勘定	4,017
利子補給金勘定	3,865
貧困削減成長・重債務貧困国トラスト (PRG-HIPC) ②	439
大災害抑制救済トラスト (CCR) ③	144

(注) ①PRGT= Poverty Reduction and Growth Trust

②PRG-HIPC Trust=Trust for Special Poverty Reduction and Growth Operations for the Heavily Indebted Poor Countries and Interim Extended Credit Facility Subsidy Operations

③CCR Trust=Catastrophe Containment and Relief Trust

エボラ出血熱危機対応のため、それまでの「大災害後債務救済トラスト」(PCDR Trust。実績はハイチ)をベースに2015年2月に新設されたもの。

これまでの実績はギニア、リベリア、シエラレオネの3カ国

## 2. クォータ (出資割当額)

- ・加盟国からのクォータの支払いが IMF の主な財源となっている。クォータは各加盟国の経済規模を概ね反映したもので、IMF の融資財源への拠出限度額を定めているほか、加盟国の議決権数、IMF 資金利用限度額、SDR 新規配分の算定根拠ともなる。クォータは少なくとも5年に1度見直しが行われる（但しクォータの変更を伴わない場合もある）

○主要加盟国のクォータおよび議決権シェア： (2017年11月8日時点)

国名		クォータ		議決権 <sup>(注)</sup>
		(百万 SDR)	シェア (%)	シェア (%)
先進国*	米国	82,994.2	17.5	16.5
	日本	30,820.5	6.5	6.2
	ドイツ	26,634.4	5.6	5.3
	英国	20,155.1	4.2	4.0
	フランス	20,155.1	4.2	4.0
	先進国計	292,382.7	61.5	59.1
途上国等	中国	30,482.9	6.4	6.1
	インド	13,114.4	2.8	2.6
	ロシア	12,903.7	2.7	2.6
	ブラジル	11,042.0	2.3	2.2
	サウジアラビア	9,992.6	2.1	2.0
	新興市場・途上国計	183,090.2	38.5	40.9
合計		475,472.9	100.0	100.0

(注) 各国の議決権は、各国一律 1,464 票の基礎票にクォータ 10 万 SDR 毎に 1 票を加えたもの

(\*) 先進国：G7、ユーロ圏 (G7 以外の 16 カ国)、オーストラリア、ニュージーランド、チェコ、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、サンマリノ、イスラエル、シンガポール、韓国の 35 カ国 (IMF “World Economic Outlook” Oct 2017 (p222))

### 3. 金の保有

- IMF は 9,050 万トロイオンス (2,814.1 メトリックトン) の金を保有し、公的保有者としては米国、ドイツに続き世界第 3 位 (いずれも 2016 年 9 月時点)
- 従来、IMF が保有する金は、IMF 協定により、通貨獲得のために公定価格で売却、あるいは報酬や利子の支払いに伴い流出していた。しかし国際通貨制度の環境変化に伴い、1978 年 4 月に IMF 協定の第 2 次改正が施行され、金は、各国共通の通貨単位や SDR の価値基準ではなくなり、公定価格制が廃止されて IMF と加盟国の取引における義務的な利用もなくなったため、その流出は市場価格による売却取引に限られた
- IMF は、2009 年 9 月、前年に理事会で承認された長期的財源確保措置の一環として、上記協定改正後に取得した金 403.3 トン (保有総量 2,814.1 トンの 1/8 に相当) の市場価格での売却を開始。2010 年 12 月までにインド準備銀行向け 200 トン等を含む 403.3 トンを総額 95 億 SDR で売却した
- また、2009 年に当該金売却関連資金の一部を低所得国向け融資の助成金と譲許的融資の拡大のために使用することを理事会が承認していたが、2012 年 2 月の理事会で 7 億 SDR を (2012 年

10月発効)、さらに同年9月の理事会で17.5億SDRを(2013年10月発効)、いずれもIMFの準備金から加盟各国にそのクォータに応じて配分した。その条件としては、加盟国が配分額の9割相当以上をPRGTの新たな補助金として拠出することであるが、これまで当該措置はいずれも88%以上実施されてきている

#### 4. 借入取極

##### (多国間借入取極)

- ・IMFは、大規模な金融危機発生などで加盟国の資金ニーズが急増する場合に財源を補完する措置として、一般借入取極 (General Arrangements to Borrow : **GAB**) と拡大された新規借入取極 (New Arrangements to Borrow : **NAB**) の2つ多国間借入取極を常設している。いずれも大体5年毎に更新されており、2016年11月現在、両取極とも**2017年から5年間有効**とする旨、各取極参加国(取極総額の85%以上)の同意の下、理事会で承認済みである。IMFの資金不足を補う必要が生じた場合には、**NAB**発動がまず協議され、**NAB**発動が困難な場合にのみ**GAB**が発動される
- ・**GAB**は、1962年にIMFが日本を含む先進国11カ国の政府/中央銀行と取極めたもので、特定額の通貨を市場ベースの利率でIMFが借入れる。借入限度総額は、当初は60億SDRであったが1983年に170億SDRに拡大され、サウジアラビアによる15億SDRの付随枠と併せ、185億SDRが2018年12月まで有効となっている。過去に10回発動されたが、最後に発動されたのは1998年7月のロシアへの拡大融資取極にかかる資金調達関連(コミット額63億SDR)である
- ・**NAB**は、1994年のメキシコ金融危機を契機に、翌年のハリファックス・サミットの提案を受け、IMFの借入額が**GAB**限度額の2倍に増やせるよう、IMFが日本を含む先進25カ国・地域との間で取極めたもので、1998年に発効。当初借入限度総額は340億SDR。これまで、1998年12月にブラジル向けスタンドバイ取極関連資金調達(コミット額91億SDR)に発動された
- ・2009年4月のG20サミットでIMFの融資財源を約2,500億ドルから7,500億ドルへと3倍増とすることが合意されたのを受け、新規参加を含む38の**NAB**参加国・地域は**NAB**借入限度額を3,675億SDRまで拡大することで合意し、理事会承認を経て2011年3月に発効。また2011年11月にポーランド中銀が参加したため、同借入限度額は3,700億SDRまで増額された。「拡大された**NAB**」では、それまでの個別案件毎から、機動的利用を図るため等の理由で、最長6カ月の期間 (general activation period) 毎の総合借入限度額設定に変更された
- ・その後、2010年12月決議による第14次クォータ一般見直し(クォータ倍増)が2016年1月に発効したことに伴い、クォータ活用優先の趣旨から、2016年度中に**NAB**の借入限度額は**1,806億SDR**に減額された。2017年4月末時点で、それまでの有効期間(2016年2月失効)におけるコミット額384.41億SDRの未実行分として36.06億SDRが残っている(更新期間中の新規借入はない)

## (二者間借入取極)

- IMF は、2009 年 2 月の日本との間の 1,000 億ドルの契約締結を初めとして加盟国と二者間の借入取極を締結。また 2009 年 7 月の理事会承認により IMF が公的部門を対象に債券発行することが可能となったことを受け、2009 年 9 月に中国人民銀行との間の 320 億 SDR (当時約 500 億ドル) の債券購入契約 (Note Purchase Agreement) を締結した。これら二者間借入はやがて 2011 年 4 月から開始された上述の「拡大された NAB」に編入された
- その後、2016 年 8 月に新たな二者間借入取極枠の設定が理事会で承認された。借入取極発効の前提条件としては、IMF の向こう 1 年のコミット可能枠が (NAB を含め) 1,000 億 SDR を下回り、取極総額の 85% を占める債権者が承認した場合となっている。2017 年 4 月 30 日時点で、33 カ国が総額 2,590 億 SDR (3,550 億ドル) を 2019 年末まで (1 年間の延長可能) コミットしている

<参考> SDR (特別引出権 : Special Drawing Rights)

1969 年に IMF が創設し配分する国際準備資産で、その価値は、2017 年度末現在、ドル、ユーロ、人民元、円、およびポンドの通貨バスケットに基づき決定される。構成は通常 5 年ごとに IMF 理事会が見直す。

2016 年 10 月 1 日以降の構成 5 通貨のウェイトは次のとおり :

ドル 41.73% 、ユーロ 30.93% 、人民元 10.92% 、円 8.33% 、ポンド 8.09%

2017 年度末現在の累積配分額は 2,041 億 SDR (約 2,900 億ドル) で自由利用可能通貨との交換が可能。

SDR 金利は、SDR 構成通貨の短期市場における代表的な短期借入金利の加重平均を基に毎週決定されている

**融資制度**

1. 一般資金勘定 (GRA) の融資 <sup>(注1)</sup>

制度概要	アクセス	融資条件
<p>(1) <b>スタンバイ取極 (Stand-By Arrangement : SBA)</b> (1952年6月設立) (内容 : 2017年10月時点)</p>		
<p>(特徴) 1952年設立以来最も多く利用されている制度。2009年に引出限度額倍増や条件 (コンディショナリティ) の簡素化等の借入国にとっての利便性にかかる改善が図られ、2016年にそれらの更なる改善がなされた。中高所得国による利用が中心</p> <p>(目的) 短期的な国際収支困難の回避</p> <p>(利用条件) 適当な期間内に問題解決のための定量的プログラム目標 (quantitative program targets : 外貨準備高、財政収支、対外借入など) を達成する</p>	<p>(取極期間) ・ 12~24ヵ月、最長 36ヵ月 ・ 期間終了後の継続可</p> <p>(引出形態) ・ 承認時に加え、四半期または半年毎の引出 ・ 必要な場合前倒し引出も可 ・ 当座の引出を予定しない予防的利用も可</p> <p>(引出限度) ・ 年間 : 新クォータの 145% 累積 : 同 435% ・ 状況に応じ、理事会による審査を経て、限度を上回る引出も可</p>	<p>(償還期間) ・ 5年。 引出後 3.25年より計 8回の均等四半期賦払</p> <p>(手数料) <u>Basic rate of charge</u> =SDR 市場金利 +IMF の利益マージン (現行 100bp) [注 : 100bp=1%] (追加手数料 : <u>surcharge</u>) ・ クォータの 187.5%を 超える融資は+200bp ・ 3年後も同 187.5%を 超えている融資は+300bp に引上げ</p> <p>(その他) ・ サービス・チャージ : 各引出時に 50bp ・ コミットメント・フィー (未引出残高のクォータ比に応じて) : 115%以下 : 15bp 115%~575% : 30bp 575%超 : 60bp</p>
<p>&lt;参考&gt; <b>HAPAs (High access precautionary arrangements) :</b> 潜在的に大規模な資金需要が生じる可能性がある国が、予防的措置として、SBA の承認を受けるが資金の引出をニーズが実際に生じるまで留保できる仕組。 金融危機の際、コスタリカ、エルサルバドルおよびグアテマラの 3カ国につき承認された</p>		

(2) フレキシブル・クレジットライン (Flexible Credit Line : FCL) (2009年3月設立) (内容: 2017年10月時点)		
<p>(特徴)</p> <p>必要な場合随時 SBA と同コストで融資が得られるクレジットライン。これまでポーランド、メキシコ、コロンビアにより予防的設定の実績あり (但しいずれも引出実績はない)</p> <p>(目的)</p> <p>短期的な国際収支困難への予防を支援</p> <p>(利用条件)</p> <p>事前の資格基準を満たす、強固なファンダメンタルズと政策、および政策実施の実績を有する国。SBA のように特定の政策合意が条件とならない</p>	<p>(取極期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～2年。1年後に定期的な中間レビュー実施</li> <li>・ 期間終了後の継続可</li> </ul> <p>(引出形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割引出のほか一括引出可</li> <li>・ 当座の引出のない予防的利用可</li> </ul> <p>(引出限度)</p> <p>ケースバイケースで、あらかじめの利用限度なし</p>	SBA と同じ
(3) 予防的流動性枠 (Precautionary and Liquidity Line : PLL) (2011年6月設立) (内容: 2017年10月時点)		
<p>(特徴)</p> <p>SBA が条件とするような大規模な政策調整は必要とせず、また FCL の事前資格基準を満たさない、潜在的あるいは現実に国際収支の困難を有する国が対象。リーマン・ショック後に創設された予防的信用枠 (PCL-Precautionary Credit Line) では予防的ニーズのみが対象であったが、実際の流動性ニーズへも対応し、また取極期間 6 ヶ月の短期の選択肢も追加された。これまでマケドニア FYR およびモロッコの利用実績あり</p> <p>(目的)</p> <p>予想される、または現実の短期的な国際収支にかかるショック等への対応支援</p> <p>(利用条件)</p> <p>健全なファンダメンタルズおよび政策を実施し、またその実績を有する国。次のいずれかの状況があるような国は不適格:</p>	<p>(取極期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期の国際収支ニーズにより利用する場合: 6 ヶ月 (枠更新には通常、前回枠承認日起算で 2 年間の冷却期間を設ける)</li> <li>・ 長期の場合: 1～2年。半年毎に理事会レビュー</li> </ul> <p>(引出形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期: 承認直後より一括可</li> <li>・ 長期: 流動性タイプは、承認時に加え半年毎。予防タイプは、承認直後よりクォータの 500% まで可。レビュー完了後は 1 年目終了前でも残り 500% を引出可</li> </ul> <p>(引出限度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期 クォータの 125%。地域・</li> </ul>	SBA と同じ



<p>イ. 国際資本市場へのアクセス長期的不可</p> <p>ロ. 大規模な経済・構造調整必要</p> <p>ハ. 中期的公的債務ポジションの持続が困難</p> <p>ニ. 銀行の多くが財務破綻</p>	<p>世界的経済逼迫状況等の外生ショックによる国際収支困難に直面した場合は、例外的に同 500%</p> <p>・長期</p> <p>1年目：クォータの 250%</p> <p>2年目：同 500%</p>	
<p><b>(4) 拡大信用供与ファシリティ (Extended Fund Facility : EFF) (1974年9月設立)</b> (内容：2017年10月時点)</p>		
<p><b>(特徴)</b> IMFの中長期的融資。国際収支危機予防のための利用は想定されていない</p> <p><b>(目的)</b> 抜本的な経済改革が必要な、中長期的な国際収支上の問題解決を支援</p> <p><b>(利用条件)</b> 安定的なマクロ経済政策に加え経済的・構造的課題を克服するための3年間のプログラムをコミット</p>	<p><b>(取極期間)</b> 通常3年。4年まで延長可</p> <p><b>(引出形態)</b> 承認時に加え、パフォーマンス・クライテリア等の遵守を条件に四半期または半年毎</p> <p><b>(引出限度)</b> 年間：クォータの145% 累積：同435% ・状況に応じ限度を上回る引出も可</p>	<p><b>(返済期間)</b> 4.5～10年</p> <p><b>(手数料等)</b> SBAと同じ</p>
<p><b>(5) ラピッド・ファイナンス・インストルメント (Rapid Financing Instrument : RFI) (2011年6月設立)</b> (内容：2017年10月時点)</p>		
<p><b>(特徴)</b> 全ての加盟国を対象とし、それまでの自然災害緊急支援 (ENDA) や紛争後緊急支援 (EPCA) を統合し、商品価格高騰や脆弱性に起因する緊急事象も対象に含まれる。但し、低所得国は後述の RCF 利用が一般的と見られる。紛争後及び脆弱性の場合には技術支援も実施</p> <p><b>(目的)</b> 緊急な国際収支上の困難を支援</p> <p><b>(利用条件)</b> 限定的な経済プログラム (コンディショナリティ) によっても弾力的な対応可</p>	<p><b>(引出限度)</b> 年間：クォータの35% 累積：同75%</p>	<p>SBAと同じ</p>

2. 低所得国<sup>(注2)</sup> に対する譲許的融資<sup>(注3)</sup>

(いずれも 2010 年 1 月設立、内容：2017 年 10 月時点)

制度概要	アクセス	融資条件
<b>(1) 拡大クレジット・ファシリティ (Extended Credit Facility : ECF)</b>		
<p>(特徴)</p> <p>以前の「貧困削減・成長ファシリティ」(PRGF) の融資条件を緩和しアクセス限度を拡大</p> <p>(目的)</p> <p>慢性的な国際収支上の問題を抱える低所得国向を中期的に支援</p> <p>(利用条件)</p> <p>安定的かつ持続的なマクロ経済の確立を大きく推進する経済プログラムを作成し、具体的な条件をコミット</p>	<p>(取極期間)</p> <p>3 年、その後 2 年まで延長可</p> <p>(引出限度)</p> <p>年間：クォータの 75%</p> <p>累積：同 225%</p> <p>・例外的に上限を超え、必要に応じ取極期間内で拡大され得る</p>	<p>(返済期間)</p> <p>10 年、うち据置期間 5.5 年</p> <p>(金利)<sup>(注4)</sup></p> <p>ゼロ</p>
<b>(2) スタンドバイ・クレジット・ファシリティ (Standby Credit Facility : SCF)</b>		
<p>(特徴)</p> <p>低所得国の比較的短期間 (2 年以内) の国際収支上の問題解決を支援</p> <p>(目的)</p> <p>概してマクロ経済が持続可能な状況に達しているものの、外生ショックなどにより一時的・短期的に融資・調整が必要な低所得国を支援</p> <p>(利用条件)</p> <p>安定的かつ持続的なマクロ経済の確立を大きく推進する経済プログラムを作成し、具体的な条件をコミット</p>	<p>(取極期間)</p> <p>・12~24 ヶ月</p> <p>・通常 5 年間に 2.5 年まで利用可 (たまに利用するものとの考え)</p> <p>・予防的取極も可</p> <p>(引出限度)</p> <p>年間：クォータの 75%</p> <p>累積：同 225%</p> <p>予防的使用：</p> <p>承認年 同 56.25%</p> <p>期間中年間平均 同 37.5%</p> <p>・例外的に上限を超え、必要に応じ取極期間内で拡大可</p>	<p>(返済期間)</p> <p>8 年、うち据置期間 4 年</p> <p>(金利)<sup>(注4)</sup></p> <p>ゼロ</p> <p>(手数料)</p> <p>毎 6 ヶ月の未引出額に対しアベイラビリティ・フィーとして年 0.15%</p>

(3) ラピッド・クレジット・ファシリティ (Rapid Credit Facility : RCF)		
<p>(特徴)</p> <p>低所得国に対する緊急支援。プログラムに基づくコンディショナリティが課せられない。ECF への移行、あるいは外生ショックの場合は一定の年数での複数回の利用も可</p> <p>(目的)</p> <p>緊急性の高い国際収支上の問題に直面した低所得国に対し、迅速に金融支援を提供する</p> <p>(利用条件)</p> <p>国際収支上の問題解決のための諸政策が、当該国の貧困削減・成長に資するものであること</p>	<p>(引出形態)</p> <p>一括引出可</p> <p>(引出限度)</p> <p>・通常、 年間：クォータの 18.75% 累積：同 75%</p> <p>・但し、ショック対応の場合、 年間：クォータの 37.5% 累積：同 75%</p>	<p>(返済期間)</p> <p>10年、 うち据置期間 5.5年</p> <p>(金利)<sup>(注4)</sup> ゼロ</p>
(参考) 政策支援インストルメント (Policy Support Instrument : PSI) (2005年10月設立)		
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>融資を伴わないが、自国の経済プログラムの設計、条件設定、モニタリング等に IMF の協力を希望する低所得国のための支援策</p>	<p>&lt;取極期間&gt;</p> <p>1~4年、最長5年まで</p> <p>・上記 SCF や RCF の場合と同様な高水準で当該国の貧困削減・成長目標と整合的な政策を支援</p>	<p>&lt;実績&gt;</p> <p>7カ国 (18件)</p> <p>カーボベルデ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ</p>

(注 1) 借入国の自国通貨による他国通貨の買入れ (パーチェス) という形をとる

(注 2) 譲許的融資の適格国は原則として世銀 (IDA) 融資適格国と同じ

(注 3) 譲許的融資は、加盟国からの借入・拠出等からなる貧困削減・成長トラスト (PRGT) を財源とし、IMF から加盟国に対する貸付の形をとる

(注 4) PRGT を原資とする譲許的ファシリティの利率は全て 2 年毎に見直される。  
現状、2018 年 12 月末まで金利はゼロとなっている

## 実績

## 1. 制度別承認状況

(単位：件、百万 SDR)

\年度	2014		2015		2016		2017	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
SBA	3	14,009	4	1,550	2	857	3	5,368
EFF	5	6,277	2	12,359	-	-	8	13,293
FCL	1	3,870	2	62,792	1	3,870	3	77,069
PCL・PLL	-	-	1	3,235	-	-	1	2,504
一般資金勘定計	9	24,156	9	79,936	3	4,727	15	98,234
PRGT 計	3	119	7	1,726	5	630	14	1,095
合計	12	24,275	16	81,663	8	5,356	29	99,329

(注) 件数は新規案件のみ。金額は既承認案件の増額承認を含む

## 2. 制度別承認額内訳 (2017 年度)

(単位：百万 SDR)

制度	金額	対象国
SBA	5,368	イラク (3,831)、ジャマイカ (1,195)、スリナム (342)
EFF	13,293	ボスニア・ヘルツェゴビナ (443)、コートジボワール (325) エジプト (8,597)、ジョージア (210)、ヨルダン (515) モルドバ (86)、スリランカ (1,071)、チュニジア (2,046)
FCL	77,069	コロンビア (8,180)、メキシコ (62,389)、ポーランド (6,500)
PLL	2,504	モロッコ (2,504)
一般資金勘定計	98,234	
ECF	752	アフガニスタン (32)、ベナン (111)、中央アフリカ (84) コートジボワール (163)、マダガスカル (220)、モルドバ (43) ニジェール (99)、ブルキナファソ (5) *、チャド (34) * リベリア (28) *、マラウイ (35) *、マリ (68) *
RCF	31	ハイチ (31)
SCF	144	ルワンダ (144)
PRGT 計	1,095	
合計	99,329	

(注) 金額は既承認案件の増額承認 (\*印) を含む

## 3. 融資実行・返済の状況

(単位：百万 SDR)

年度	2015	2016	2017
<b>制度別実行額</b> (注1)	12,738	5,499	6,694
<b>GRA (パーチェス)</b>	11,991	4,685	6,052
SBA	3,666	555	1,047
EFF	8,325	3,229	4,743
RFI	-	900	262
<b>信託基金 (貸出)</b>	746	815	641
ECF	630	640	502
RCF	117	89	31
SCF	-	85	108
<b>地域別実行額</b>	12,738	5,499	6,694
先進国	3,088	421	-
<b>開発途上国</b> (注2)	9,652	5,078	6,694
アジア・中東・大洋州	1,826	2,844	1,658
中南米	176	119	440
欧州	6,851	1,337	1,775
アフリカ	799	779	2,819
<b>返済額</b>	38,534	12,746	6,342
<b>GRA (リパーチェス)</b>	38,001	12,115	5,550
<b>信託基金 (返済)</b>	533	632	792

(注1) SBA : Stand-By Arrangement

EFF : Extended Fund Facility

RFI : Rapid Financing Instrument

ECF : Extended Credit Facility

RCF : Rapid Credit Facility

SCF : Standby Credit Facility

(注2) 端数処理の関係で、合計が集計結果と一致しない場合がある

## 4. 制度別融資実行残高

(単位：百万 SDR)

制度 \ 年度末	2014	2015	2016	2017
SBA	29,382	16,056	8,480	7,821
EFF	51,630	39,143	39,290	40,450
PCL	197	-	-	-
CCFF <sup>(注)</sup>	29	29	29	29
一般資金勘定 計	81,238	55,228	47,798	48,300
SAF <sup>(注)</sup>	9	9	9	9
PRGT	6,031	6,244	6,427	6,277
その他信託基金	66	66	66	66
合 計	87,343	61,547	54,300	54,652

(注) CCFF : Compensatory and Contingency Finance Facility (輸出変動偶発補償融資)

SAF : Structural Adjustment Facility (構造調整ファシリティ)

## 5. 融資実行額上位 5 カ国

(単位：百万 SDR)

	2015 年度		2016 年度		2017 年度	
1	ウクライナ	6,519	パキスタン	1,440	エジプト	1,970
2	ギリシャ	3,014	ウクライナ	1,182	ウクライナ	1,450
3	パキスタン	1,440	イラク	891	イラク	910
4	ヨルダン	227	キプロス	421	パキスタン	433
5	チュニジア	215	ヨルダン	284	エクアドル	262